

議 事 日 程

令和元年第 4 回浜中町議会臨時会

令和元年 5 月 8 日午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		仮議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
		(行政報告) 町長・教育長 (副町長より説明員の紹介)
日程第 3	選挙第 1 号	議長の選挙について
日程第 4		会期の決定
日程第 5	選挙第 2 号	副議長の選挙について
日程第 6		議席の指定について
日程第 7	選任第 1 号	常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について
日程第 8		議長の常任委員会委員の辞任について
日程第 9	選挙第 3 号	釧路公立大学事務組合議会議員の選挙について
日程第 1 0	選挙第 4 号	釧路東部消防組合議会議員の選挙について
日程第 1 1	報告第 1 号	専決処分の報告について
日程第 1 2	報告第 2 号	専決処分の報告について
日程第 1 3	議案第 4 2 号	監査委員の選任同意について

追 加 議 事 日 程

令和元年第4回浜中町議会臨時会

令和元年5月8日午前10時開議

日 程	議案番号	議 件
日程第14		閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○事務局長（渡邊馨君） 事務局長の渡邊です。

本臨時会は、一般選挙初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職を行うこととなっております。

年長議員である加藤議員を御紹介します。

（年長議員加藤弘二君、議長席に着く）

○臨時議長（加藤弘二君） ただ今紹介されました加藤です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

開会 午前 10時00分

◎開会宣告

○臨時議長（加藤弘二君） ただ今から、令和元年第4回浜中町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○臨時議長（加藤弘二君） 本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（加藤弘二君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただ今ご着席の議席といたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（加藤弘二君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、臨時議長において、中山議員及び前田議員を指名いたします。

◎行政報告

○臨時議長（加藤弘二君） 以後の日程に先立ち、町長から挨拶を兼ね、行政報告の申し出がありました。

これを許します。

町長。

○町長（松本博君） おはようございます。本日、第4回浜中町議会臨時会を開催させていただきましたところ、全員の御出席いただき誠にありがとうございます。

議員の皆様には、この度の浜中町議会議員選挙において、ご当選、誠におめでとうございます。今後の御活躍とまちづくりに一層の御指導をお願い申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○臨時議長（加藤弘二君） 引き続きまして、教育委員会から教育行政報告の申し出がありました。

これを許します。

教育長。

○教育長（内村定之君） 教育委員会から、教育行政の主なものについて御報告いたします。

（教育行政報告あるも省略）

○臨時議長（加藤弘二君） ここで、説明員である町幹部職員紹介の申し出がありました。

これを許します。

副町長。

○副町長（松本賢君） （職員紹介あるも省略）

○臨時議長（加藤弘二君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第3 選挙第1号議長の選挙について

○臨時議長（加藤弘二君） 日程第3 選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（加藤弘二君） ただいまの出席議員数は10名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条の規定により、立会人に秋森議員及び川村議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○臨時議長（加藤弘二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（加藤弘二君） 配付漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（加藤弘二君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、波岡議員より順次投票をお願いいたします。

（投票）

○臨時議長（加藤弘二君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（加藤弘二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

秋森議員及び川村議員の立会いをお願いいたします。

○臨時議長（加藤弘二君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。

有効投票10票、無効投票0票です。

有効投票のうち、波岡玄智君10票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、波岡玄智君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖を解く)

○臨時議長（加藤弘二君） ただいま議長に当選されました。波岡玄智君が議長におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

波岡玄智君。

○議長（波岡玄智君） (議長承諾の挨拶あるも省略)

○臨時議長（加藤弘二君） これで、臨時議長の職務は終了いたしました。御協力ありがとうございました。

波岡議長、議長席にお着き願います。

(波岡議長、議長席に着く)

◎日程第4 会期の決定

○議長（波岡玄智君） 日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎日程第5 選挙第2号副議長の選挙について

○議長（波岡玄智君） 日程第5 選挙第2号、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(波岡玄智君) ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定により、立会人に小松議員及び田甫議員を指名します。

投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配布)

○議長(波岡玄智君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(波岡玄智君) 異常なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、加藤議員より順次投票願います。

(投票)

○議長(波岡玄智君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。小松議員及び田甫議員の立会をお願いいたします。

(開票)

○議長(波岡玄智君) 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。

有効投票9票、無効投票1票。

有効投票のうち中山眞一君9票。以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、中山眞一君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖を解く)

○議長(波岡玄智君) ただいま副議長に当選されました中山眞一君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

中山眞一君。

○副議長(中山眞一君) (副議長承諾の挨拶あるも省略)

○議長(波岡玄智君) この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時34分)

(再開 午前10時57分)

○議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議席の指定について

○議長(波岡玄智君) 日程第6 議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定によって、議長において指名します。氏名と議席番号を職員に朗読させます。

○事務局長(渡邊馨君) (議席番号、氏名朗読あるも省略)

○議長(波岡玄智君) ただいま朗読したとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席にお着き願います。

会議を一時中止します。

(中止 午前10時58分)

(中止中、全員新議席に着く)

(再開 午前10時59分)

○議長(波岡玄智君) 中止以前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 選任第1号常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

○議長(波岡玄智君) 日程第7 選任第1号常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会

条例第6条第1項の規定により、総務経済常任委員会委員に中山議員、前田議員、秋森議員、川村議員、小松議員、三上議員。

社会文教常任委員会委員に加藤議員、波岡議員、中山議員、前田議員、田甫議員、成田議員。

広報公聴常任委員会委員に秋森議員、川村議員、小松議員、田甫議員、成田議員、三上議員。

議会運営委員会委員に加藤議員、秋森議員、川村議員、小松議員、三上議員。

以上のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

会議を一時中止します。

(中止 午前11時01分)

(再開 午前11時02分)

○副議長（中山真一君） 中止前に引き続き会議を開きます。

議長は除斥に該当しますので退席しました。

◎日程第8 議長の常任委員辞任について

○副議長（中山真一君） 日程第8 議長の常任委員会委員の辞任について議題とします。

ただいま社会文教常任委員会委員に選任されました議長から常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当ではないし、また、行政実例においても議長については辞任を認めているところでもありますので、社会文教常任委員会委員を辞任したいとするものであります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中山真一君) 異議なしと認めます。

したがって、波岡議長の社会文教常任委員会委員の辞任について許可することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時04分)

(再開 午前11時29分)

○議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般報告

○議長(波岡玄智君) 諸般の報告をします。

休憩中に開催した各常任委員会及び議会運営委員会において、委員会条例第7条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届きましたので報告いたします。

総務経済常任委員会委員長に川村義春君、同副委員長に三上浅雄君。

社会文教常任委員会委員長に加藤弘二君、同副委員長に前田光治君。

広聴公聴常任委員会委員長に田甫哲朗君、同副委員長に成田良雄君。

議会運営委員会委員長に三上浅雄君、同副委員長に秋森新二君。

以上のとおり互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第9 選挙第3号釧路公立大学事務組合議会議員の選挙について

○議長(波岡玄智君) 日程第9 選挙第3号釧路公立大学事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名推薦の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

釧路公立大学事務組合議会議員には、田甫哲朗君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました田甫哲朗君を釧路公立大学事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました田甫哲朗君が釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました田甫哲朗君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

○2番（田甫哲朗君） (当選承諾あるも省略)

◎日程第10 選挙第4号釧路東部消防組合議会議員の選挙について

○議長（波岡玄智君） 日程第10 選挙第4号 釧路東部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名推選の方法については議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

釧路東部消防組合議会議員には、前田光治君、川村義春君、田甫哲朗君、三上浅雄君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました前田光治君、川村義春君、田甫哲朗君、三上浅雄君を釧路東部消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました前田光治君、川村義春君、田甫哲朗君、三上浅雄君が釧路東部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、釧路東部消防組合議会議員に当選されました前田光治君、川村義春君、田甫哲朗君、三上浅雄君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

前田議員。

○6番(前田光治君) (当選の承諾あるも省略)

○議長(波岡玄智君) 川村議員。

○1番(川村義春君) (当選の承諾の挨拶あるも省略)

○議長(波岡玄智君) 田甫議員。

○2番(田甫哲朗君) (当選の承諾の挨拶あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 三上議員。

○8番（三上浅雄君） （当選の承諾の挨拶あるも省略）

◎ 日程第11 報告第1号専決処分の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第11 報告第1号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第1号専決処分の報告について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一般会計の専決処分につきましては、第1回定例議会において議決をいただいた後に特別交付税等が確定し財源に余剰が生じたためこれに伴う歳入及び歳出の予算補正を3月31日付けをもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容といたしまして、歳出では2款総務費、ふるさと納税に要する経費でふるさと納税の確定に伴い、報償費184万4,000円、役務費89万4,000円、委託料116万8,000円、積立金117万8,000円をそれぞれ減額、基金積立金で財政調整基金積立金として歳入歳出予算の確定を見込みによる財源の余剰分3,130万円、基金繰替運用の追加に伴い財政調整基金利子積立金11万5,000円、減債基金利子積立金2万1,000円をそれぞれ追加、テレビ放送中継局に要する経費で送受信設備整備事業費の確定に伴い工事請負費136万1,000円を減額、地域振興に要する経費で結婚及び出産祝金の確定に伴い、報償費93万3,000円を減額、ふれあい交流・保養センター運営に要する経費で、管理運営に係る契約変更に伴い負担金補助及び交付金235万9,000円を減額、6款商工費では、観光客誘致宣伝等に要する経費で、補助金の確定に伴い、負担金補助及び交付金111万円を減額、7款土木費では、町道維持管理に要する経費で、町道除雪業務委託料の確定により2,583万2,000円、町有建設車両に要する経費で、修繕料の執行残187万円、町営住宅に要する経費で、備品購入費の執行残47万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

一方歳入につきましては、1款町税では、町民税など最終収納見込みにより全体で1,436万5,000円の追加、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、

5 款株式等譲渡所得割交付金、6 款地方消費税交付金、7 款自動車取得税交付金、9 款地方特例交付金、10 款地方交付税、11 款交通安全対策特別交付金は、いずれも交付額の確定によるもの、14 款国庫支出金では、補助金の確定により全体で1,794万9,000円を追加、16 款財産収入では繰替運用の追加により3万6,000円を追加、17 款寄附金では、一般寄附金及びふるさと納税の確定により107万8,000円を減額、18 款繰入金では、財源の余剰により7,118万3,000円を減額、21 款町債では該当事業費の確定により、全体で2,320万円を減額するものであります。

この結果、今回の補正額は758万4,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算の総額は、81億6152万9,000円となります。

次に、第2表地方債補正につきましては、地方債の財源とする事業費及び同意額の確定に伴う補正であります。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから報告第1号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村議員） 2点ほど伺っておきたいと思います。歳入歳出一括ですので歳入の方の絡みもありますので、お知らせいただきたいと思いますが、まず23ページ歳出、ふるさと納税基金積立金これは歳入と歳出同額で117万8,000円の減額でございますが、実績は1億ぐらいの予算を見ていたと思うんですが実績はどの位になっているかをまずお知らせいただきたいと思います。

それと、その下の基金積立金、財政調整基金でございますけれども3月定例議会では、決算見込みとして8,500万円を見込んで、その2分の1を下回らない額ということで4,250万、これを積み立てるということしております。

この度の補正につきましては、当初予定しておりました歳入の財政調整基金繰入金、7,118万3,000円これについては全額基金に戻し入れをするということになっておりますので、それらを含めて3月定例現在の決算見込み額と財政調整基金37年度予算にかかわる部分が出てきますので基金残高が幾らあるのかをお知らせいただきたいと思ひます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） まず歳出の23ページの、ふるさと納税に要する経費の積立

金 1 1 7 万 8,0 0 0 円の減額、それから歳入も同額で 2 1 ページにその分の一般寄附金 1 1 7 万 8,0 0 0 円これらの平成 3 0 年の実績ということでございますけれども、まず件数から申し上げます。平成 3 0 年度全体の件数では 6 1 9 6 件、全体のふるさと納税寄附金額の合計であります、9,8 8 2 万 2,0 0 0 円。

当初、予算 1 億円を見込みながら計上していた関係で今回、実績としてこの金額になったことによる 1 1 1 万 7,8 0 0 円減額ということになっています。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 財政調整基金の年度末残高について御説明申し上げます。

当初、基金を取り崩すという予算組みをさせていただいていたところでございますけれども、取り崩しに全てなしという形になってございます。

先ほど議員おっしゃっていたとおり、決算剰余金 2 分の 1 を下回らない額それと、この度の専決処分による補正額 3,1 3 0 万円全て合計しまして年度末の残高につきましては 2 億 7,4 5 8 万円となります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1 番（川村義春君） ふるさと納税の関係ですけれども、昨年未あたりに、今まで使っていたサイト、ふるさとチョイスから楽天に一個増やしたという経過がありますけれども、その楽天の方から通じての寄附金は、概算でいいので、どの程度あったのか。その辺だけお知らせをいただきたいと思えます。

それと財政調整基金については 2 億 7,4 5 8 万円の現在高ということですが、決算見込額というのは、どの位になっているのかもお知らせいただきたい。決算見込みですね。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 3 0 年の全体での寄附額の内訳の中での楽天のふるさと納税、これは昨年 1 1 月から本格的にサイトの方に掲載して寄附の御協力を発信したところですが、この部分で申し上げますと件数が 1 9 3 3 件、金額で申しますと 3,0 7 9 万 4,0 0 0 円。これが昨年 1 1 月からサイトを開いた後の楽天の納税としての件数と金額と言う形となっております。その他につきましては、従来からの利用しているふるさとチョイスの件数、総金額という事になってございます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 決算の状況というお話でございますけれども、出納整理

期間もあつての一般会計の歳入から歳出を差し引いた決算という事でよろしいでしょうか。現在5月ということで出納整理期間中でございます。今後、起債の借り入れ等ございますのでそれを見込んでという事になろうかと思ひますけれども例年ですね8,000万円から1億円の範囲内で概ね決算されているところでございますけれども、本年度につきましても同額程度の決算になるのではないかとこのところで押さえているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 一点だけ教えていただきたいと思ひます。25ページのふれあい交流保養センターの負担金235万9,000円の減額。先ほどの説明では契約の変更によるという様な説明だったかなと思ひますけれども、もう少し詳しい内容を教えていただきたいのと、この大型連休最中にかかなり入り込みもあつたかなと思ひております。私個人的にラーメンでも食べに行こうと思ひて行ったところがもう満杯で入れなくて、帰ってきたという様な思ひもしていますので指定管理者が始まって間もないんですけど当初、予定していたものと比べて、今現在どういう状況にあるのかも合わせてお知らせいただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） まず1点目の指定管理料の235万9,000円の減額でございますが、これにつきましては3月議会で、補正予算組んでいただきましたが、電気料については町で支払うことにしております。その分の指定管理料として235万9,000円を見込んでおりましたので、それを減額させていただきました。

それと2点目の今回の、ゴールデンウィークの件でございますが、昨日資料もらったばかりで、ちょっとまだ集計してございません。それで後ほどによければ、お渡ししたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） これより報告第1号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、承認することに決定しました。

◎ 日程第 1 2 報告 2 号専決処分の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第 1 2 報告第 2 号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第 2 号専決処分の報告について、提案の理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、平成 3 1 年度税制改正大綱に基づき、地方税法等の一部を改正する法律、及び関連する政令・省令の一部が改正され、平成 3 1 年 3 月 2 9 日付けで公告となっていることから、浜中町税条例の関連規定を改正する必要が生じたので、3 月 2 9 日付けをもって専決処分により浜中町税条例の一部を改正する条例を制定し、同日付けをもって公布したところであります。

この度の専決処分についての浜中町税条例の主な改正部分についてですが、町民税では、寄附金控除等について、固定資産税では、減額を受ける者がすべき申告等について、軽自動車税では税率の特例についてで関連する項目について所要の改正をするものであります。

また、本改正につきましては、総務省から示された市町村条例等の一部を改正する条例の例に基づいたものであります。

なお施行期日につきましては、本条例ただし書きで規定する改正を除き、本年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上、提案の理由を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、税務課長より説明させますので、よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（山平歳樹君） （補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、報告第 2 号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これより報告第2号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（異議「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定しました。

○議長（波岡玄智君） 会議を一時中止します。

（中止 午前11時59分）

（再開 午後12時00分）

○議長（波岡玄智君） 中止前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第13 議案第42号監査委員の選任同意について

○議長（波岡玄智君） 日程第13 議案第42号を議題とします。

成田議員は地方自治法第117条の規定によって、除斥の対象になりますので退場を求めます。

（成田良雄議員退場）

○議長（波岡玄智君） 本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第42号監査委員の選任同意について、提案の理由を御説明申し上げます。

議会議員の中から選任されます監査委員につきましては、議員の任期によると規定されております。この度、浜中町議会議員選挙が執行され、改選されたことに伴い、人格見識の高い成田良雄氏を適任者として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をいただきたく、ここに提案した次第であります。よろしく御同意賜りますようお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、質疑討論を省略し直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は質疑討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

これより議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は選任に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第42号は、選任に同意することに決定しました。

会議を一時中止します。

（中止 午後12時 1分）

（再開 午後12時 2分）

○議長（波岡玄智君） 中止前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（波岡玄智君） ただいま配付した議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査の申し出について、同委員会の性格上、次の定例会の前に委員会を開く必要があるため、閉会中の継続調査の議決が必要となります。

したがって本件を急施事件として日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は急施事件として日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎日程第14 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○議長（波岡玄智君） 日程第14 閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（波岡玄智君） 以上をもって、今臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、令和元年第4回浜中町議会臨時会を閉会します。

御苦勞様でした。

（閉会 午後 12時 4分）